

町長が定める回数について

1 概要

介護支援専門員は、居宅サービス計画に町長が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を町に届け出る必要があります。

湯河原町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(第16条第20号)

2 施行時期

平成30年10月1日から

- 10月1日以降に作成又は変更した居宅サービス計画について届け出を行ってください。

3 届け出の期日

当該月において作成又は変更した居宅サービス計画のうち、町長が定める回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに市町村に提出してください。

4 町長が定める回数

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

- 厚生労働大臣が定める回数（国基準）については、平成30年5月2日付厚生労働省告示第218号にて示されています。湯河原町は国基準と同様の回数を定めています。

5 留意事項

1. 当該月において作成又は変更した居宅サービス計画とは、当該月において利用者の同意を得て交付をした居宅サービス計画をいいます。
2. 当該利用者について、家族の支援を受けられない状況や認知症等の症状があることその他の事情により、訪問介護（生活援助中心型）の利用が必要である理由が居宅サービス計画の記載内容から分かる場合には、当該居宅サービス計画のみの提出でかまいません。その場合は別に理由書等を添付する必要はありません。

6 提出先

〒259-0392 湯河原町役場 介護課 介護保険係
TEL 0465-63-2111（内線343） FAX 0465-63-2384